

(仮訳)

プレスリリース

2010年3月18日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会がクロスボーダー銀行破綻処理の 枠組みを強化するための勧告を公表

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）は本日、「クロスボーダー銀行破綻処理グループの報告書及び勧告」の最終文書を公表した。

バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「クロスボーダー銀行の破綻処理は、複雑で多元的なプロセスであり、金融危機は、秩序立った破綻処理に必要な介入手法や手段の欠落を明らかにした。危機の教訓や、各国の破綻処理の枠組みの分析に基づけば、バーゼル委の勧告の実行は、システミック・リスクや too-big-to-fail（大きすぎてつぶせない）の問題への対処に向けた重要な進歩になると信じる」と述べた。

本報告書は、2009年9月に市中協議のために初めて公表されたものであり、以下の3つのカテゴリーに分けられる10の勧告を提示している。

- ・ **各国の破綻処理権限の強化及びそのクロスボーダーでの実施。** 当局は十分に早期に介入し、重要な機能の継続を確保するための権限を有する必要がある。
- ・ **金融機関独自の危機管理計画の策定。** 銀行は、主要な母国・現地当局と同様、厳しい金融不安時の頑健性を高め、必要な場合には早期の破綻処理を促すための実践的で信頼できる計画を策定すべきである。この計画は、危機時に必要な情報が入手でき、当局が破綻処理の選択肢を評価するのに役立つものであるべきである。危機の主要な教訓の1つは、企業構造が非常に複雑であるために、破綻処理が困難で、コストがかかり、予測可能性がないものになっているということである。

- ・ **危機の伝播の抑止。** 銀行の破綻による市場への影響を抑制するため、ネットワーキング契約や担保に関する慣行、清算機関の利用などを通じたリスク削減を強化すべきである。

バーゼル委の報告書は、各国の法及び破綻処理の枠組みの広範な多様性を認識しつつ、破綻処理を改善するために国際的に合意された一連の勧告となっている。本報告書は、複数の法域において活動する銀行の調和のとれた破綻処理を促進するため、各国当局が国家の破綻処理手段や措置を収斂させることを勧告している。また、本報告書は、システミックに重要なクロスボーダー銀行及びグループは、事業の継続を維持し、主要機能の頑強性を促進し、必要な場合には迅速な破綻処理や清算を促す計画を策定すべきことを勧告している。

バーゼル委はまた、危機時に、複雑なグループの構造や業務の破綻処理がどのように行われるのかを理解するため、監督当局が海外監督当局及び関連する破綻処理当局と緊密に協力することを勧告している。金融機関のグループ構造が複雑すぎて、秩序立った、かつ費用節減的な破綻処理を行うことができない場合には、各国の監督当局は、構造の簡素化を促すため、資本規制やその他の健全性規制を通じて、規制上のインセンティブを与えることを考慮すべきである。

バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委の事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。